

日時：2013年3月24日（日）15時40分～16時15分
場所：学士会館 2F 202号室 東京都千代田区神田錦町3-28（〒101-8459）
出席：社員（評議員）26名、名誉会員4名、功労会員3名
委任状：144通

村田満理事長が議長となり、定時社員総会の決議にあたり、社員数249名のところ社員出席者数と委任状数を合わせて半数を越えるため（170名）当会での決議は成立することが報告され、康東天理事と横田浩充理事を議事録署名人と定め、議事が進められた。

会議の目的事項

決議事項

第1号議案 2012年度事業報告および計算書類承認の件（村田 満 理事長、北島 勲 会計理事）

事業報告書、貸借対照表、損益計算書、事業成績及び財産の状況の推移、監査報告書が提示された。

事業報告については村田満理事長より報告説明がなされ、各種ガイドライン・指針の策定、臨床検査の臨床的価値・社会的有用性に関する客観的データの提示と提言などについて、今後もより充実した検討、策定を進めていくとの抱負が述べられた。

北島勲会計理事より計算書類について説明がなされた。理事会において、一般会計での臨床検査のガイドラインJSLM2012の作成費・原稿料・送料は予算と比較をして、約300万円予算オーバーしており、次回作成時には、予算内で作成できるよう計画してもらうこと、また、委員会活動費が約120万円予算超過していることについては、2014年度からは委員会毎に活動費の予算を立て提出してもらい、それを合算して委員会活動費の予算とすべきとなったこと、そして、2012年度一般会計の収支差額が約700万円あるため、ガイドライン作成費用分を特別会計から一般会計に補填することが理事会において認められたことが報告された。

一山智監事ならびに高木康監事により、3月11日に学会事務所において監査がなされた。会計帳簿、貸借対照表、事業報告書等に関して適正に処理されており、理事の職務遂行に関して不正な行為はなく、されには、法令、定款に違反する重大な事実とは認められないと監査報告がなされ、本件は承認された。

2012年度事業報告および計算書類（pdfファイル）

第2号議案 定款改定の件（村田 満 理事長、米山彰子 担当理事）

一般社団法人法に則った定款とすべく会則改定委員会で検討され、2013年度第1回理事会で承認された改定案が提示され、米山彰子担当理事から説明がなされた。

理事、監事選定の際の手順についての質問に対して、理事、監事選挙により理事、監事候補者決定後、一期2年を終了する現理事と新理事候補者により次期の理事長を選任すること、次期理事長は指名する理事があれば指名すること、各支部から支部理事が推薦されること、これらにより現理事長が役員選任議案を作成し、それを定時社員総会に提示し諮り承認が得られれば、次の日から新役員体制が発足すること、なお詳細については細則に定める予定であることが回答され、本件は承認された。

その他

・2013年度役員名簿（村田 満 理事長）

2013年度の副理事長、会計担当理事が交代となったため、役員名簿が提示報告された。

・学会賞に関する規定の改定について（矢富 裕 担当理事）

当会の現状に即した学会賞とすべく、学術賞、検査・技術賞、若手研究者奨励賞、功労賞（河合忠賞）、優秀論文賞からなる学会賞とし、協賛企業との一対一対応を廃止したこと等が報告された。

閉会の挨拶（前川真人 副理事長）

前川真人副理事長より閉会の言葉があり、2012年度に係わる定時社員総会は閉会された。

以上

議事録署名人

康東天



横田若充

